

**健康保険**  
限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)を申請してください

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

限度額適用認定を受ける窓口での支払いが限度額までとなります。「限度額適用認定証書」は、申請により交付されます。住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せた「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

現在交付されている認定証の有効期限は、7月末日までです。継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。なお、外来でも適用となります。

**健康保険**  
国民健康保険税  
納税通知書を送付します

▼問合せ 税務課  
☎62-2153

国民健康保険税納税通知書を、世帯主宛に発送します。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます(世帯主分の保険税は含まれていません)。

**国民健康保険税の改正点**

・賦課限度額の改正  
医療分が58万円から61万円に変更されました。なお、この改正で税額に影響が出る方は、課税限度額に達している方のみです。

・軽減措置制度の拡充

|      | 世帯の軽減基準所得【改正前】        | 世帯の軽減基準所得【改正後】      |
|------|-----------------------|---------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下                | 33万円以下              |
| 5割軽減 | 33万円+27.5万円×(被保険者数)以下 | 33万円+28万円×(被保険者数)以下 |
| 2割軽減 | 33万円+50万円×(被保険者数)以下   | 33万円+51万円×(被保険者数)以下 |

※国保税には世帯(擬制世帯主を含む)の所得に応じて均等割を軽減し、負担を軽くする軽減制度があります。適用されるのは、世帯主及び加入者全員が確定申告(町民税申告含む)を済ませている世帯に限られます。申告をしていない世帯には軽減制度が適用されないことがありますので、必ず申告を済ませてください。

**後期保険**  
後期高齢者医療保険「被保険者証」及び「保険料額通知書」を送付します

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

◎被保険者証の送付

お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証は7月中旬以降に転送不要の簡易書留郵便で送付します。有効期限は、8月1日から令和2年7月31日です。

◎保険料通知の送付

令和元年度の保険料額通知書につきましては、7月中旬に送付します。納期後一定期間を経過しますと、督促をお送りする場合があります。

**国民年金保険料には免除制度があります**

▼問合せ 川越年金事務所  
☎049-242-2657  
町民課 ☎62-2154

保険料の未納状態が続くと、将来受給することのできる年金額に影響がでます。また、不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けれない場合があります。そのため、経済的な理由等で納付することが困難な場合には、申請により

「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が受けられます。

1. 申請免除「保険料免除制度」  
所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。

申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

- ①全額免除 ②4分の3免除
  - ③半額免除 ④4分の1免除
- ※一部免除の場合、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきます。

2. 納付猶予「納付猶予制度」

50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

3. 申請免除等の承認期間・申請時期

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。免除申請は7月1日から申請可能です。

※過年度についても、申請月から2年1か月前までさかのぼって免除申請が可能です。しかしながら申請が遅れ、保険料が未納の場合、障害基礎年金などを希望されない場合もありません。免除を希望される場合は、すみやかに申請手続きを行ってください。

**日中韓環境教育ワークショップ・森のシネマ**

町民活動のひろば

vol. 13

【町民活動のひろば】

～森の中の映画鑑賞～

嵐山町の皆さま。町おこしディレクターの神岡です。今回は、8月中旬に開催予定の日中韓環境教育ワークショップについて紹介いたします。

嵐山町の自然を活かして「何か」をしたいと考えている方が、いよいよ素敵なイベントを開催します。環境教育というテーマに対し、嵐山町の河川と人工林を活用して、町をPRしていきます。嵐山町民と参加者との交流や日本文化との交流を目指します。

主なプログラムですが、槻川や都幾川という山地から流れてくる2つの清流を利用して、魚釣り体験や、投網などの漁法解説、河川や水辺環境と人間の関わりなどを計画しています。

他には嵐山町の山林と文化を活用したプログラムも計画中です。

文化では、町内で行われている夏祭りに参加することを計画しています。特に盆踊りは、海外旅行者にとっても人気のアクティビティになりつつあります。浴衣の着付けや踊りを通して、町民や日本の伝統・歴史に触れてもらうことは、双方に良い「刺激」になり、町の魅力を伝えることができると考えています。

インバウンド(訪日外国人旅行者 向けの体験ツアー)で嵐山町の資源は十分に活用されています。

山林では、秩父山地の始まりの嵐山町にある山林資源を活用した、林業体験を計画しています。嵐山町の自然を活かして、林業体験を計画しています。嵐山町の町有林を使用させていただいていますので、そこをフィールドに人工林と里山の違いや皮むき間伐手法の説明を行います。町有林の道を走る笛吹峠の歴史などにも触れて、何かを感じてもらえる「歴史」の町でもある嵐山町が際立つのかなと企んでいます。



町おこしディレクターとは、嵐山町版地域おこし協力隊です。観光協会と地域支援課が協力しながら行っている事業です。  
問合せ 地域支援課 ☎62-2152

**職員募集** (広告)

障害をもったお子さんの学習や遊びの支援をしてくれる方を募集しています。

1日3時間～ 詳細は面談にて応相談

児童発達支援・放課後等デイサービス

**ちよこれ〜と**

小川町下里331 ☎0493-72-1073

地元商店で楽しくお買物♪

**朝市** 毎月 第3日曜日

らんぜん 7月21日(日) 朝9時～【雨天決行】

開催場所: 嵐山町ふれあい交流センター駐車場  
問合せ: 嵐山町商工会 ☎62-2895